

県民スポーツ大会助成金取り扱いについて

県民スポーツ大会強化事業助成金

前年度実績により交付額を決定し、予算の範囲内で対象経費に対して全額充てることができる。

科目	対象経費	対象外経費
会場使用料	施設使用料	駐車場代 ※旅費交通費に含まれるため
消耗品	対象事業で使いきる汎用性のないもの →ラインテープ、コピー用紙、事務用品、暑熱対策の飲料、競技に使用するボール等	ユニフォーム、審判ウェアなど
食糧費	なし	お弁当代、懇親会、飲料関係全般

※上記科目以外に、振興助成金の対象経費は申請可能です。

県民大会強化助成金に不足が生じた場合、振興助成金を充てることができる。(2025年度より)

充当	対応
協会運営費	報告不要
振興助成金	①振興助成金収入に金額を記載し、対象経費支出を領収書を添付し報告 ②別途、年度末までに報告する振興助成金対象支出報告一覧表に合計金額と領収書No.に【県民大会】と記載

県民スポーツ大会派遣費

大会派遣にかかる交通費は予算の範囲内で全額助成される。

内 容
<p>対象者：登録スタッフ、選手のみ</p> <p>※申請に基づき加盟団体以外も対象とする</p> <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新浦安駅を基点に目的地に最も近いバス停留所・鉄道駅とする。 ・急行料金は片道100km(県内50km)を超える場合加算する。 ・目的地までの運行距離が片道100kmを超える場合の宿泊費。(1泊1人7,000円まで) ・昼食代は大会当日のみ。(1食1人700円まで)

提出の領収書について

認められる領収書	認められない領収書
<ul style="list-style-type: none"> ・日付、宛名、金額、消費税額、但し書き(具体的な品目等)、発行者が記載されているもの ・領収書形式の内訳が記載されたレシート 	<ul style="list-style-type: none"> ・但し書きがないまたは「品代」 ・領収書発行日未記入 ・領収書発行者が個人名 ・消費税相当額が記載されていないもの ・個人が購入した品が混在したレシート ・ポイント等で購入したもの